

◇国際会議報告◇

GPF 会議（2025 年 3 月）出席報告

富士通(株) 財務経理本部 Finance CoE 統括部長

IFRS 財団 世界作成者フォーラム メンバー

ASBJ 収益認識専門委員会専門委員

ASBJ IFRS 適用課題対応専門委員会専門委員

坂口 和宏

1. はじめに

2025 年 3 月 28 日、世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下「GPF」という。）が開催された。GPF は財務諸表作成者の代表者からなる会議体で、作成者の立場から、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）に対して定期的にインプットすることを目的としている。GPF のメンバーは 18 名（2025 年 3 月末現在）で、ヨーロッパ 8 名、北米 3 名、南米 1 名、中近東・アフリカ 2 名、アジア 4 名と、幅広く作成者の声を拾うため、地域バランスに配慮した構成となっている。

今回の会議も、前回に引き続き、ロンドンでの対面とオンラインとのハイブリッド開催となった。日本からは筆者がオンラインで参加した。会議では各セッションにおいて、IASB スタッフより、議事に関するこれまでの検討状況が説明され、その後 IASB メンバーを交えて、GPF メンバーとの意見交換が行われた。

以下、議事一覧及び主な討議内容を紹介する。なお、会議で使用された資料は、IASB のウェブサイトでご覧可能であるため、適宜参照頂きたい。

2. 議事一覧

以下ロンドン時間、休憩時間等は除く：

- 09:35-10:30 IASB・IFRS 解釈指針委員会アップデート
- 10:40-11:40 資本の特徴を有する金融商品
- 11:45-12:25 無形資産
- 13:25-14:10 キャッシュフロー計算書及びその関連事項
- 14:10-14:40 ISSB アップデート

3. 資本の特徴を有する金融商品

背景

近年、金融の技術革新、市場の原理及び金融セクター規制の変化に伴い、金融負債と資本の両方の特徴を有する複雑な金融商品が増加したことにより、企業がIAS第32号「金融商品：表示」を適用して金融負債と資本性金融商品とを分類する際に実務上の課題が生じている。これを受けて、IASBは、金融負債と資本性金融商品との分類に関する原則をより明確にし、関連する要求事項の一貫性、完全性及び明瞭性を改善するため、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を2018年6月に公表した。IASBは、寄せられたフィードバックを踏まえ、金融負債と資本性金融商品との分類に係る新たなアプローチは追求しないこととし、その代わりに、IAS第32号の基本的な考え方を維持しつつ、実務上の論点に対処するため、IAS第32号における分類の要求事項の明確化に焦点を当てることとした。

上記を踏まえて、IASBは2023年11月に公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS第32号「金融商品：表示」、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の修正案）」（以下「ED」という。）を公表した。EDには、金融負債と資本性金融商品に関する表示及び開示を改善するための提案も含まれている。現在、IASBはEDに寄せられたフィードバックを検討しており、2026年末までに提案を最終化することを目標としている。

GPF 会議での議論

今回のGPF会議では、EDへのフィードバックを踏まえ、表示と開示に係る提案及びその最終化の時期について、GPFメンバーの見解がヒアリングされた。

[表示]

IASBは、資本性金融商品は利益へ参加する権利と残余持分へ参加する権利に基づいて区分できると考えているが、資本性金融商品の所有者への利益の帰属が企業の業績とリターンを評価する際により重要であるというフィードバックを踏まえ、利益へ参加する権利に着目し、表示について以下アプローチを提示している。IASBはアプローチAを提案している。

- A：普通株主、その他の参加型金融商品の所有者、非参加型金融商品の所有者に帰属する純損益を、それぞれ区分して表示（ブリッジ・アプローチ）
- B：参加型金融商品の所有者（普通株主及びその他の参加型金融商品の所有者）に帰属する純損益と非参加型金融商品の所有者とを区分して表示（改訂10月アプローチ：2024年10月のIASBボード会議で議論されたもの）

C：普通株主に帰属する純損益を個別に表示し、その他の所有者を合算して表示（改訂 ED アプローチ）

GPF メンバーは、概ね、IASB が提案するアプローチ A に同意した。アプローチ A は IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の要求事項を基礎としているが、理解しやすい基準である IAS 第 33 号と整合させることは合理的な手法であるとの意見が聞かれた。資本性金融商品の所有者への利益の帰属がより重要であることを踏まえ、純損益計算書における当期利益へ参加する権利に着目することを評価する声も聞かれた。

その他、特定の法域においては複数の金融機関が財務諸表利用者からのリクエストに基づいてすでに純損益を区分表示しているという意見や、今回の表示に係る提案は主に複雑な資本体系を有する企業に影響するものであり普通株式のみを発行する企業には影響しないと理解している、というコメントもあった。

[開示]

今回の GPF 会議では特に IFRS 第 7 号の修正提案について議論がなされた。IASB は、清算に対する請求権の性質及び優先順位並びに当該優先順位に関する契約条件を、企業の開示事項に含めることを提案している。

今回の提案では、開示対象が IFRS 第 7 号で要求されている流動性リスクに関する事項に限定されており、それによって、請求権の性質と優先順位の開示の範囲に買掛債務は含まれるが年金債務とリース債務は含まれないということになっている。この点について、GPF メンバーより、それらはすべて契約上の債務という点では同じであるため、財務諸表利用者にとって理解しづらいのではないかと懸念が示された。他の GPF メンバーからも、リース債務を開示の範囲から除くことはリース債務が金融負債ではないという誤解を生じかねない、という同意の声が出された。

IASB からは、報告日時点で発行している企業の普通株式を希薄化させる可能性のあるすべての金融商品に係る開示、つまり普通株式の最大限の希薄化に係る開示が提案されている。この点について GPF メンバーより、開示自体は有用であるが IAS 第 33 号の要求事項との重複は避けるべきであるとのコメントが出された。また、すでに公開されているようなボイラープレート的な開示は、特に、最悪のケースがほぼ起こらないと思われる場合や逆に確実に起こると思われる場合には、有用ではない、という意見もあった。他のメンバーからは、IASB は最悪のケースや基本的な契約条項のみにフォーカスするのではなくもっと総括的なアプローチを採るべきであり、例えば財務諸表利用者が希薄化の可能性や株価のセンシティブティを理解するため、現在の市場に係る状況を開示することも考えられるのではないかと意見が出された。

[最終化の時期]

GPF メンバーから、今回の提案については、強制適用日が少し先であったとしても、企業が IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の適用と同じタイミングで適用できるように、早期適用の定めを設けるのが良いのではないかとの提案がなされた。一方で、他の GPF メンバーからは、認識や測定と比べて表示や開示はより変更の柔軟性があると理解しており、今回の提案における表示や開示の方向性を IASB が明確に示すことができた時点で、企業は現行 IFRS の要求事項と矛盾しない範囲での任意での表示や開示の改善を検討することができるのではないかとの意見も出された。

各セッションにおける GPF メンバーからのフィードバックは、今後の IASB の審議において考慮される予定である。

4. 次回の予定

次回の GPF 会議は、資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、CMAC）との合同会議となり、2025 年 6 月 12 日及び 13 日の開催が予定されている。